

四日市市公有財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月18日

四日市市長 田中俊行

四日市市規則第63号

四日市市公有財産規則の一部を改正する規則

四日市市公有財産規則（昭和39年四日市市規則第39号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(普通財産の貸付期間)</p> <p>第12条 (略)</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、借地借家法（平成3年法律第90号）第22条又は第23条の規定による土地の貸付けは、次の各号に掲げる貸付けの区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。</u></p> <p><u>(1) 借地借家法第22条の規定により</u> <u>土地を貸し付ける場合 50年</u></p> <p><u>(2) 借地借家法第23条の規定により</u> <u>土地を貸し付ける場合 50年未満</u></p> <p><u>3 第1項の貸付期間は、更新することができる。この場合においては、更新の期間は、同項の期間を超えることができない。</u></p>	<p>(普通財産の貸付期間)</p> <p>第12条 (略)</p> <p><u>2 前項の貸付期間は、更新することができる。この場合においては、更新の期間は、前項の期間を超えることができない。</u></p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(財政経営部管財課)